

北斗市道路占用条例改正案新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第13条関係） 道路占用料金				別表（第13条関係） 道路占用料金			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	360	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		550	第2種電柱	730		
	第3種電柱		740	第3種電柱	990		
	第1種電話柱		320	第1種電話柱	430		
	第2種電話柱		510	第2種電話柱	680		
	第3種電話柱		700	第3種電話柱	940		
	その他の柱類		32	その他の柱類	43		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき1年	3	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	2		地下電線その他地下に設ける線類	3		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	190	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	260	
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	640	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	850	
	郵便差出箱		270	郵便差出箱		360	
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,100	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	870	
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	640	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	850		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	13	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		19	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの	26		
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		29	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの	38		
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		38	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの	51		

北斗市道路占用条例改正案新旧対照表

改正前			改正後						
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77				
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100				
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180				
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260				
外径が1メートル以上のもの		380	外径が1メートル以上のもの		510				
			法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に掲げるものに規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	
					道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680		
					その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	430	
						地下に設けるもの	1年	260	
					その他のもの			850	
			法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	640	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	850
			法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
				階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
				階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
			上空に設ける通路		530	上空に設ける通路		430	

北斗市道路占用条例改正案新旧対照表

改正前				改正後			
	地下に設ける通路		320		地下に設ける通路		260
	その他のもの		640		その他のもの		850
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	12	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートルにつき1月	110	令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートルにつき1月	87
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識	1本につき1年	510		標識	1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 1本につき1日	12		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 1本につき1日	9
	その他のもの	1本につき1月	110		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その面積1平方メートルにつき1日	12		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの 1基につき1月	1,100		アーチ	車道を横断するもの 1基につき1月	870
	その他のもの		530		その他のもの		430
令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第5 号に掲げる工事 用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110	令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第5 号に掲げる工事 用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号 に掲げる施設			64	令第7条第6号 に掲げる施設			85
略				略			